

令和6年10/14

衆議院議員選挙

特集号

◎発行：狛江市選挙管理委員会事務局

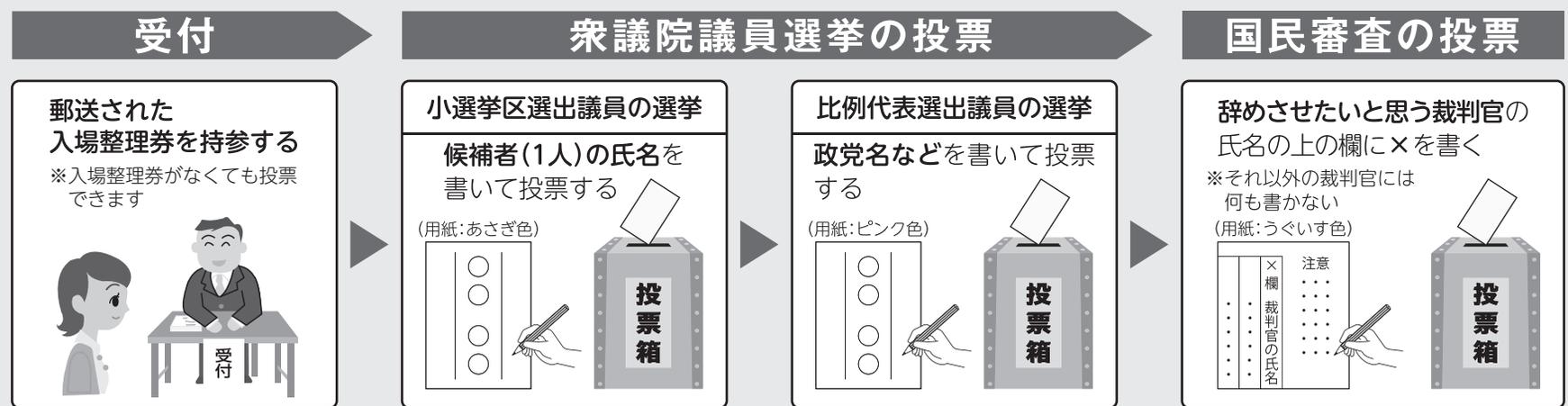
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 TEL 03-3430-1111(代表) ホームページアドレス <https://www.city.komae.tokyo.jp>

投票日 **10月27日(日)** 投票時間 午前7時～午後8時

衆議院議員選挙 小選挙区選出
・ 比例代表選出

最高裁判所裁判官国民審査

投票の順番



狛江市で

投票できる方・できない方

狛江市で投票できる方は、平成18年10月28日以前に生まれた方で、7月14日までに狛江市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる方です。

※自分の氏名が記載された入場整理券(10月18日頃発送予定)で投票所を確認の上、投票所に来場を。入場整理券がなくても投票できます。

(注1) 前住所地の選挙管理委員会へ要問い合わせ
(注2) 「転出した日は、転出の届け出をした日ではなく、実際に異動した日」
(注3) 狛江市選挙管理委員会へ要問い合わせ

対象者			投票所と投票の可否
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方			現在の住所の投票所で投票可
市内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	10月4日以前に転居の届け出をした方 10月5日以後に転居の届け出をした方	
狛江市に転入した方	7月14日以前に狛江市に転入の届け出をした方		狛江市で投票可
	7月15日以後に狛江市に転入の届け出をした方(前住所地の選挙人名簿に登録がある方)	前住所地を6月15日以前に転出した方	投票不可
		前住所地を6月16日～26日に転出した方	前の市区町村で期日前投票ができる場合あり(注1)
	前住所地を6月27日以後に転出した方		前の市区町村で投票可
狛江市から転出した(する)方(注2)	7月14日以前に転出先に転入の届け出をした方		新住所で投票可
	7月15日以後に転出先に転入の届け出をした方(狛江市の選挙人名簿に登録がある方)	狛江市を6月15日以前に転出した方	投票不可
		狛江市を6月16日～26日に転出した方	狛江市で期日前投票ができる場合あり(注3)
	狛江市を6月27日以後に転出した方		狛江市で投票可
平成18年10月29日以後に生まれた方			投票不可

期日前投票

投票日当日に右記の理由で投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

投票所入場整理券が届いてない場合でも、選挙人名簿で確認ができれば投票できます。

※免許証等の身分証明書があると円滑に確認できます。

- 仕事や学校などの予定がある
- 用事などで投票日当日に投票区域にいない
- 出産や病気で入院などが予定されている など
- (日程) 10月16日(水)から10月26日(土)
- (時間) 午前8時30分から午後8時まで
- (会場) 市役所3階市議会第一委員会室
- ※入場整理券裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書」にあらかじめ記入して持参すると、円滑に投票可能です。



不在者投票

■不在者投票ができる方

- ▽出産や病気等で、投票日に不在者投票所に指定された病院および施設に入所されている方
- ▽仕事等で狛江市以外の場所において、狛江市以外の選挙管理委員会で投票する方
- ▽投票日に18歳になるが、期日前投票の日にはまだ17歳の方

■不在者投票を指定病院等で行う場合

入院している指定病院等（不在者投票のできる病院等）の病院長等に申し出れば、投票することができます。

■不在者投票を出張先、旅行先で行う場合

投票所入場整理券が届いている方は、裏面の「期日前（不在者）投票宣誓書兼請求書」の「1 宣誓書」、「2 請求書」の部分を書き込み、郵便等で狛江市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。

投票所入場整理券が手元に届いていない方は、市ホームページから「宣誓書兼請求書」をダウンロードして、必要事項を記入の上、投票用紙等を請求してください。滞在先へ投票用紙等を送付しますので、滞在先の選挙管理委員会へ不在者投票を行ってください。

※市役所以外の場所で行う不在者投票をする方は、投票する場所の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※郵便等に日数を要するため、早めの手続きをお願いします。

代理投票・点字投票

心身の状態などにより、自ら投票用紙に記載できない方は「代理投票」、目の不自由な方は「点字投票」ができます。

「代理投票」は、投票所の係員が代筆します。希望される方は、投票所の係員へお申し出ください。投票の秘密は固く守られます。

開票

開票は10月27日(日) 午後9時から市民総合体育館（和泉本町 3-25-1）で行います。

選挙権のある狛江市民であれば自由に参観できます。施設の駐車場は使用できません。

投票は午前7時から
午後8時まで



投票区と投票所一覧

区	投票所	所在地	対象地域
1	狛江第一小学校	和泉本町 1-37-1	和泉本町一丁目1番～9番 一丁目35番～37番 中和泉一丁目の全域 元和泉一丁目1番～5番 東和泉一丁目6番～28番
2	緑野小学校	和泉本町 4-3-11	和泉本町三丁目の全域 四丁目1番～6番 中和泉二丁目の全域 五丁目1番～21番
3	狛江第三小学校	猪方 1-11-1	東和泉二丁目1番～13番 猪方一丁目の全域 二丁目1番～18番 駒井町一丁目1番～7番 岩戸南一丁目の全域 二丁目16番～27番
4	西和泉体育館	西和泉 1-16-1	中和泉五丁目22番～43番 西和泉一丁目・二丁目の全域
5	狛江第五小学校	東野川 1-35-13	東野川全域
6	狛江第六小学校	駒井町 1-21-6	駒井町一丁目8番～41番 二丁目5番～36番 三丁目全域 岩戸南四丁目18番～32番
7	野川地域センター	西野川 1-6-9	西野川全域
8	和泉小学校	中和泉 3-33-1	中和泉三丁目・四丁目の全域 元和泉二丁目27番～38番 三丁目13番～15番
9	上和泉地域センター	和泉本町4-7-51	和泉本町四丁目7番～11番
10	岩戸児童センター	岩戸南 3-15-1	岩戸南二丁目1番～15番 三丁目の全域 四丁目1番～17番 駒井町二丁目1番～4番
11	狛江第一中学校	和泉本町2-15-1	和泉本町一丁目10番～34番 二丁目の全域 岩戸北二丁目の全域
12	南部地域センター	猪方 4-11-1	猪方二丁目19番～26番 三丁目・四丁目の全域
13	狛江第三中学校	元和泉 1-23-1	元和泉一丁目6番～24番 二丁目1番～26番 三丁目1番～12番 東和泉一丁目29番～36番 二丁目14番～20番 三丁目・四丁目の全域
14	ピン・缶リサイクルセンター	岩戸北 1-1-11	東和泉一丁目1番～5番 岩戸北一丁目・三丁目・四丁目の全域

投票所の場所が変わります

第1投票区投票所（狛江第一小学校）

投票所は、「狛江市民センター」から「狛江第一小学校」に変更となります。



第14投票区投票所（ピン・缶リサイクルセンター）

投票所は、「市民活動支援センター」から「ピン・缶リサイクルセンター」に変更となります。



※岩戸北一丁目にお住まいの方は投票所が「狛江第一中学校」から「ピン・缶リサイクルセンター」に変更となります。